

「何一つしていないと思い知らされた」

ハンセン病国賠訴訟・徳田弁護士

毎日新聞 2019.7.28

ハンセン病隔離政策を巡る元患者の家族による国家賠償訴訟で、弁護団の共同代表を務める徳田靖之弁護士(75)が、大分市の JCOM ホルトホール大分で講演をした。弁護士活動 50 年を迎えた記念講演会に、約 1200 人が集まった。「ハンセン病の存在を知っているのに、何一つしていないと思い知らされた」。訴訟に関わった経緯を語った。



徳田弁護士は別府市出身。1969年に弁護士登録し、73年に大分に戻って事務所を構えた。以来、ずっと地元で弁護士活動を続けている。

ハンセン病の訴訟に関わったのは、一通の手紙がきっかけだった。国立ハンセン病療養所「星塚敬愛園」(鹿児島県鹿屋市)の入所者から、九州弁護士会に宛てられた手紙だった。「人権に寄り添うべき弁護士は、ハンセン病について沈黙したままだ」。手紙には、そう記されていた。

「これを読んだときの衝撃は忘れることができない」と振り返る。手紙を機に月に一度、療養所に通って患者らと家族のように過ごしたという。

国家賠償訴訟の歴史に残るのは 2001 年の熊本地裁判決だ。ハンセン病患者隔離政策に対する国の責任を認める判決は大きな話題を呼び、国も控訴せずに確定した。

ただ徳田弁護士は、「主役は私たち弁護団でも裁判官でもない」と強調した。更に、「隔離政策に関わった医者や看護師は、患者のために命をかけた人たちだった。だが、救いたいという意識の中に差別がひそんでいた」と話した。

ハンセン病の家族訴訟でも勝訴し、伊方原発の差し止め訴訟や、既に死刑囚の刑が執行された「飯塚事件」の再審請求にも関わる徳田弁護士。「地元の問題を自分の問題として戦っていく。田舎で戦っていくことに誇りを持っている」と語った。【尾形有菜・写真も】